

## 資料 2

平成 29 年 1 月 日

坂井市長 坂本 憲男 殿

坂井市行政改革推進協議会

会長

### 第三次坂井市行政改革大綱について（答申）

平成 28 年 6 月 16 日付け坂行第 33 号で諮問された「第三次坂井市行政改革大綱」について、基本的に了承し、原案のとおり答申する。

なお、協議会における様々な意見と審議結果を基に、別紙のとおり提言するので、大綱に基づく行政改革の推進にあたり、十分配慮されることを要望する。

# 提 言 書

坂井市第三次坂井市行政改革大綱について諮問を受け、協議会において答申に向けての審議を進める中で得られた様々な意見と審議結果については、概ね大綱に反映されていると認めるが、加えて今後の大綱に基づく行政改革の推進にあたって留意すべき事項について、下記のとおり提言する。

## (1) 第三次行政改革大綱の意義について

本大綱は「計画期間における主要な行政課題への対応のための改革」と位置づけられている。

特に、その成否が坂井市の将来に大きな影響を及ぼすであろう「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたり、財政に制約がある中で最大限の職員と予算を投入するためには、選択と集中を徹底する行政改革の取組が欠かせないものとなる。

また、合併特例期間の終了に備えて、今後の市に必要な事業を的確に選択し、期間内に合併特例債を適切に活用して実施するとともに、特例期間終了後の財政状況の変化等に対応できる、行政経営のシステムを確立させておく必要がある。

本大綱の実施期間における行政改革の取組みが、それ以降の市のあり方に与える影響は非常に大きなものとなると考えられる。将来の坂井市を笑顔あふれる住みよいまちとするために、この5年間に為すべきことを見極め、確実に実行していただきたい。

## (2) 実施計画の策定と推進について

本大綱は、坂井市の行政改革に関する基本理念・方向性を示したものである。したがって、その表現は抽象的・包括的なものとなっている。

実施期間における行政改革の取組みを実効性のあるものとし、大綱に示した成果目標の達成を期するためには、大綱に基づく実施計画において大綱の基本項目・重点項目とリンクした、具体的な取組みを積極的に展開していく必要がある。

また、実施計画の策定及び推進にあたっては、可能な限り重要目標達成指標（KGI）、重要業績評価指標（KPI）等の数値化された目標設定を行い、客観的な検証が可能となるような進捗管理を行っていただきたい。

### (3) 市民の理解と協力を

行政改革大綱に基づく取組みにおいては、市役所内部を変えていくだけでなく、現状の行政サービスの在り方や水準の見直しについても踏み込んでいく必要があり、市民にとって新たな痛みや負担が生じることも予測される。

行政改革の取組に対する市民の理解と協力を得ていくために、市が持つ情報を積極的に提供し、議論を重ねることにより、行政と市民が市の置かれた状況に対する認識を共有し、ともに課題解決に取り組む、協働の仕組みを確立していただきたい。

### (4) 市職員に対して

第一次・第二次の行政改革大綱に基づく取組みにおいては、職員数の削減に焦点が当てられてきたため、行政サービスに対する市民のニーズが拡大する中で職員数の削減が進み、職員の負担が過大になってきている状況が職員アンケートの結果からも見受けられた。

このような中で、今回の第三次行政改革大綱では成果目標として「市民満足度と費用対効果の最大化」を掲げている。人件費をはじめとした費用の削減は引き続き重要な課題ではあるが、それが効果の面、すなわち職員が市民のニーズを把握し、市民満足度の向上に向けた政策を企画立案していくという本来あるべき取組みを制限してしまうことは避けなければならない。

費用の削減が困難な中で費用対効果の最大化と職員の負担軽減を両立するためには、本大綱にも示されているとおり職員の意識改革・資質向上を図るとともに、組織として業務の徹底した最適化・効率化を進めるほかに方法はない。市職員においては厳しい状況の中ではあるが、本大綱に基づく取組みについて、市長のリーダーシップのもと、目標達成に向け着実に推進していただきたい。

坂井市長 坂本 憲男 殿

平成29年1月 日

坂井市行政改革推進協議会

会 長 井 上 武 史

委 員 池 上 三枝子 北 島 敬四郎

栗 原 泰 道 関 輝 勝

中 川 寛 二 橋 本 栄 治

細 川 保 子 松 井 ますみ

松 江 輝 雄 盛 政 隆 治